

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3348)
処分課（担当）名	一般財団法人大阪教育文化振興財団・イオンディライト株式会社共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立クラフトパークの受講又は使用許可申請
概 要	大阪市立クラフトパークにおいて指定管理者の開催する講座を受講しようとするとき又は大阪市立クラフトパークの施設を使用しようとするときは、指定管理者の許可を受ける必要があります
根拠法令等 及び条項	大阪市立クラフトパーク条例（平成 1 1 年 3 月 1 7 日条例第 3 8 号）第 6 条、第 7 条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えない場合がある。 1. 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。 「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道德概念をいいます。 ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚醒剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 2. 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。 「損傷」とは、物理的に物を破損することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ・不適切な取扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・旗竿などを振り回して、壁、照明器具などを損傷するおそれがある場合 ・その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 3. 管理上支障があるとき 「管理上の支障」とは使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 ・定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・その他管理上支障がある場合 4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるとき 5. その他不適当と認めるとき 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日または 2 日
経由日数	なし
提出先	大阪市立クラフトパーク
提出時期	随時
提出方法	受講申込書若しくは使用申込書をクラフトパークへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立クラフトパーク
ホームページ	https://www.craftpark.net/
備 考	